

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 6月11日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	給復水系復水配管（第2給水加熱器（B）～第1給水加熱器（B）間）のベント弁（一次弁）の点検において、グラウンド部の蛇腹シールに損傷が認められたため、当該弁の上部機構一式を交換	D	
2	2号機	第1給水加熱器（A）用抽気逆止弁の点検において、グラウンドリーク水排出配管の溶接接続部に割れが認められたため、当該部を溶接修理	C	
3	2号機	主復水器細管洗浄装置用ボール捕集器（C1、C2）の点検において、防食用金属板取付部のライニングに一部剥離が認められたため、当該ライニングを補修	D	
4	2号機	循環水系主復水器水室（A2）差圧検出用の当該水室入口圧力検出元弁の点検において、検出配管のネジ込み接続部に海水による腐食が認められたため、当該配管を交換	D	
5	2号機	原子炉建屋地階原子炉隔離時冷却系ポンプエリアの局所空調機用冷却海水出口弁の点検において、配管フランジのシール面に割れが認められたため、当該配管及びフランジを交換	D	
6	2号機	廃棄物地下貯蔵設備制御盤室等2箇所を設置されている構内通話装置の点検において、拡声器用フレキシブル電線管（2本）の外れが認められたため、当該電線管を修理	D	
7	3号機	残留熱除去系ポンプ（B）の原子炉停止時冷却運転用入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・調整	C	
8	5号機	サービス建屋1階管理区域入口の火災報知器（4台中、3台）に動作不良が認められたため、当該報知器を点検・修理	D	
9	6号機	電気品室換気空調系冷却装置用膨張水タンクのドレン配管に詰まりが認められたため、当該タンクを点検・修理及びドレン配管を点検・清掃	D	
10	6号機	プラント起動操作時において、制御棒（34-51、50-35）の1ノッチ引抜操作に対し、2ノッチ連続して引抜けたため、対応検討	C	
11	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備建屋での足場組み替え作業において、協力企業作業員が片付け対象足場パイプを移動した際、誤って共同作業員の頭部（ヘルメット着用）に当ててしまい、外傷はなかったが、本人が首に違和感を感じたため、業務車にて病院へ搬送し、診察・治療を受けた結果、「頸部挫傷（不体）」と診断されたため、対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで